

四日市市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第3号

四日市市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(四日市市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 四日市市職員退職手当支給条例(昭和31年四日市市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>イ 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p>

職業指導を行うことが適当である
と認めたもの

ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当である
と認めたもの

(3) (略)

(4) (略)

1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が、雇用保険法の規定の例により指示した同法第58

(2) (略)

(3) (略)

1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が、雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移

条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12から17まで (略)

附 則

1から7まで (略)

8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年四日市市条例第39号。以下「条例第39号」という。)附則第4項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。

9から12まで (略)

13 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市

転費の額に相当する金額

(6) (略)

12から17まで (略)

附 則

1から7まで (略)

8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年四日市市条例第39号。以下「条例第39号」という。)附則第4項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。

9から12まで (略)

長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(イに掲げる者を除く。）」とする。

(四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年四日市市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係</p>

<p>る特例)</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5から8まで (略)</p>	<p>る特例)</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5から8まで (略)</p>
---	---

(四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年四日市市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が施行日以後に退職することにより、改正後の四日市市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の四日市市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が施行日以後に退職することにより、改正後の四日市市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の四日市市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条</p>

の2まで、第6条及び附則第8項から第10項まで、附則第7条の規定による改正前の四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年四日市市条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。)附則第4項から第7項まで、附則第8条の規定による改正前の四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和59年四日市市条例第13号。以下この条及び次条において「条例第13号」という。)附則第2項及び第5項、附則第9条の規定による改正前の四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成3年四日市市条例第25号。以下この条及び次条において「条例第25号」という。)附則第2項並びに附則第10条の規定による改正前の四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年四日市市条例第45号。以下この条及び次条において「条例第45号」という。)附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当

の2まで、第6条及び附則第8項から第10項まで、附則第7条の規定による改正前の四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年四日市市条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。)附則第4項から第7項まで、附則第8条の規定による改正前の四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和59年四日市市条例第13号。以下この条及び次条において「条例第13号」という。)附則第2項及び第5項、附則第9条の規定による改正前の四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成3年四日市市条例第25号。以下この条及び次条において「条例第25号」という。)附則第2項並びに附則第10条の規定による改正前の四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年四日市市条例第45号。以下この条及び次条において「条例第45号」という。)附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤

該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の5から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第8項から第10項まで、附則第5条、附則第6条、附則第7条の規定による改正後の条例第39号附則第4項から第7項まで、附則第8条の規定による改正後の条例第13号附則第2項及び第5項、附則第9条の規定による改正後の条例第25号附則第2項並びに附則第10条の規定による改正後の条例第45号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 (略)

続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の5から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第8項から第10項まで、附則第5条、附則第6条、附則第7条の規定による改正後の条例第39号附則第4項から第7項まで、附則第8条の規定による改正後の条例第13号附則第2項及び第5項、附則第9条の規定による改正後の条例第25号附則第2項並びに附則第10条の規定による改正後の条例第45号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中附則第8項の改正並びに第2条及び第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四日市市職員退職手当支給条例(以下この項において「新条例」という。)第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、平成29年4月1日から適用し、新条例第10条第11項の規定は、平成30年1月1日から適

用する。

(総務部人事課)